

四万十町教育委員会会議録（平成29年8月定例会）

1. 日 時 平成29年8月8日（火）9：00～11：40

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長	川上哲男				
教 育 委 員	宮崎正行	中屋建八	大村和志	岡林雅子	
事 務 局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂		
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
		教育対策監	青木和香		
	給食センター	所長	武田枝里		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（岡林雅子委員）

(4) 議題

①議案第1号 平成29年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について

②議案第2号 区域外就学申請の取り扱いについて（申請者 ●●●）

③議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱について

④議案第4号 平成30年度以降に使用する小学校道徳科用図書の決定について

(5) 協議事項

①平成28年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

(6) 報告事項

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について（7月末現在）

(7) その他

①運動会・体育祭の参加調整について

②臨時教育委員会の日程調整について

③高知市内中学生の特別入試試験について

④区域の変更について

⑤美術館運営委員について

⑥定例会の日程について

6. 議 事

教育長 : 会議に入る前に、本日、個人情報を含んでいる案件や、教科書採択については県に報告し公開ということになります。議題の中で議案第1号、議案第2号、議案第4号、そして、報告事項の①につきましては、非公開ということで進めさせていただきたいと思えます。皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議題のほうに早速入らせていただきたいと思います。議案第1号 平成29年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、議案第1号 平成29年度就学等教育支援委員会委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : 第1号議案につきまして説明が終わりました。このことにつきまして皆様方から意見を求めたいと思えます。何かございませんでしょうか。

前回の委員会の中での、ご意見をもとに1名、保育所のほうから委嘱と、委員になっていただいたところでありませぬ。皆さんのほうで何かご意見はございませぬか。

全委員 : ありませぬ。

教育長 : ご意見なしということでございませぬので、議案第1号 平成29年度就学等教育支援委員会委員について、ご異議なしということで決めさせていただきます。

続きまして、議案第2号 区域外就学申請の取り扱いについて(申請者 ●● ●)、事務局の説明を求めませぬ。

(事務局より、議案第2号 区域外就学申請の取り扱いについて(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 小休でございませぬ。

(小休中)

教育長 : 小休を解きまして正常とさせていただきます。

議案第2号につきまして事務局から説明がありました。ご意見を伺いたいたと思えます。

全委員 : ありませぬ。

教育長 : それでは、意見なしということでございませぬので、議案第2号 区域外就学申請の取り扱いについて(申請者 ●● ●)は、承認ということで構いませぬか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第2号 区域外就学申請の取り扱いについて(申請者 ●● ●)は、承認ということで決定をさせていただきます。小休にさせていただきます。

(小休中)

教育長 : それでは、小休を解きまして正常とさせていただきます。

議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱について、説明する。)

教育長 : 議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱について、何かございませんでしょうか。

教育長 : ご意見をよろしく願いいたします。

大村委員 : 社会的課題に対応するための学校給食の活用事業が大きく二つに分かれてますが、地産地消の推進というのと、伝統的食文化の継承。これを両方やっていくんですか。

西谷学校教育課長 : 地産地消の課題は高知県がやります。1枚目の表の下のほうに高知県の課題というのがありまして、県のほうがそちらを持つようです。四万十町は、他の伝統的食文化の課題ということで、県がいったん全部受けまして、その中の地産地消は県が持ち、伝統的食文化の継承は四万十町が持つことになっております。

教育長 : よろしいですか。

大村委員 : 分かりました。ということは、子どもたちの給食に出すときに知識も添えて提供するということになるということが見据えられているんですか。

西谷学校教育課長 : そういった文書も入れてあったら、特に効果的じゃないかと考えております。

大村委員 : 効果的でもあると思いますし、学校教育の中でやろうとしているので、その情報というのは必要になってくると思います。これは、こういう伝統的なものでありますよ、こういう歴史がありますよ、地産地消のメニューであったら、これは地産地消のこういうことですよと、しっかり受け手の生徒が知識として、それが混同してしまわないようなことというのは、知識として行うことなので、そういうことは必要になってくると思います。

西谷学校教育課長 : そういったものも含めて、検討してやっていきたいと考えております。

大村委員 : そこまで見据えた上で、そういう所まできちっとやっていかないといけない文化検討委員会であるという前提が必要なのではないかと思いました。

教育長 : 他の委員さん、他にございませんか。

全委員 : ありません。

教育長 : それでは、議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱については、ご異議はございませんか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第3号 四万十町伝統的食文化検討委員会設置要綱については、承認ということで決定をさせていただきたいと思います。

続いて、議案第4号 平成30年度以降に使用する小学校道徳科用図書の決定についてを、議題とさせていただきます。このことについては、非公開ということです。

(教育長より、議案第4号 平成30年度以降に使用する小学校道徳科用図書の決定について、説明する。)

教育長 : 皆様のご意見を伺います。

中屋委員 : 1点、教えてください。高岡地区での2番目の図書はどこですか。

教育長 : 高岡での2番目は、はっきり言うと、それぞれ並んでおりまして、教育出版、学研、

教育みらい、廣濟堂あかつきが同順位で並んでいました。

中屋委員： 1位はどこですか。

教育長： 1位は光村図書です。

中屋委員： 全部の地教委が光村ですか

教育長： 全部じゃないです。

熊谷教育課長： 三つの地教委が違って、あとは光村です。

教育長： 他にご意見はございませんか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第4号 平成30年度以降に使用する小学校道徳科用図書の決定については、四万十町教育委員会は光村図書ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、全員賛成ということで、光村図書に決定をさせていただきます。

続いて、協議事項 平成28年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、平成28年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について、説明する。)

教育長： 小休とさせていただきます。

(小休中)

教育長： 正常に復させていただきます、委員の皆様、また事務局のほうから他に報告とかございませんか。

大村委員： この資料の根本的な在り様なんです、事業の目的が目的になっていないといけません。資料を作るときに、目的が目的のように書いていない。一番重要な三つ目の成果と課題、目的を達成したかどうかというのが成果なんです。最終的にきちんと目的が達成されたかどうかという評価を見て、我々も評価をしないといけません。例えば、2ページの学学習環境等調査実施分析の事業目的が四万十町内の児童生徒のから始まって、最後に教育関係機関と共有するという目的なんです。そうすると、成果のところを見ると、成果は丸になってるけど、丸のところには共有出来たかどうかということが書かれていないんです。そうすると評価にならないと思います。目的を達成したかどうかは評価ですので、目的と評価の関係性というのをシンプルにしなければ評価が出来ないということです。

その流れで、29ページの真ん中は事業の目的すら書いていない。これも保育料の収納(滞納対策)という事業にも目的はあるはずなんです。何のためにするかというのがあるはずなんです。目的が記入されていないのに、成果が記入されているというのは、実はおかしい話なんです。目的をはっきりさせて、それに対して達成したのか、していないのかという評価基準というのをあらゆる事業に、入れていただきたいと思います。

熊谷教育次長： 目的があって、成果があると、連動してなければならないというのはおっしゃっております。来年は直したいと思いますが、今年については、そういったことで読み取

っていただいて、評価の方をしていただきたいと思います。以後は気を付けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 他にございませんか。

教育長 : 小休にいたします。

(小休中)

教育長 : 正常に復していきたいと思います。協議事項 平成28年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価については、協議事項を終わらせていただきまして、報告事項とさせていただきますと思います。これは非公開ということです。

報告事項 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について、7月末現在ということで、事務局の説明を願います。

(事務局より、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について、説明する。)

教育長 : 報告事項 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果について、7月末現在、四万十町の状況を説明していただきました。ご質問などはございますか。

中屋委員 : いじめ対策委員会というのは各学校が事務的にどこの学校でも設置されているわけですね。

教育長 : 各学校のほうにもそれは設置されているということです。

中屋委員 : 2点教えてください。小学校の5年生、これは学校訪問のときに学校長から報告があったわけです。その時に、過去に色んなことがあったので、教育委員会に報告書等が出て、こういうふうに学校は対応しているという文書的なものがあるだろうから、一遍そういうものを読んでおいたらどうですかというようなことを提案しましたが、その後、学校のほうから話はありましたか。

もう一つは、中学校1年生男子、この文章を見ると、誰が行っても会えないということですか。

青木教育対策監 : 誰が行っても会えません。児相が行っても会えません。

中屋委員 : 学校とは手紙とかでやりとりを行っているのですか。

青木教育対策監 : 担任の先生が中心になって毎週行って、手紙等を届けて、祖母と会話して帰ってくるとのことです。

中屋委員 : 担任と、例えば教育相談員とが一緒に訪問することはしていないのですか。

青木教育対策監 : 一緒には無いと思います。教育相談員は別に、祖母のところに色々な人が行くと、祖母もすごい負担ということをこちらの訪問側も考えて、一緒に行けるときは児相等が行くなど、児相は突然のほうがいいというような考えもあります。

中屋委員 : 顔も見えてないんですね6年生の頃から2年間。

青木教育対策監 : 3月の報告にさせてもらったんですが、中学入学にあたって制服のサイズを測るのに、帰ったら制服に袖を通してみるということがあって、期待をしてたんです。姉と一緒に来るというようなことで、連れてこれるんじゃないかという期待もあったのですが、姉が頼りにしていた養護の先生が異動してしまったということも、原因の一つにあると思います。●●君については、そういうことがあったにもかかわらず、なかなか、来るというところは、校長先生も年度当初に行ってくれたりしたんですけど、登

校には至らないということなので会えてないです。

中屋委員： 立ち替わり入り替わりされたら、余計いらいらするかもしれませんね。

教育長： 他にございませんか。

大村委員： 生徒間暴力のところなんですけど。中学校の武道必修化の中で●●中は柔道を選択してるんでしょうか。

青木教育対策監： ●●中だけ柔道をやってます。

大村委員： これは、●●中で4月から7月までですよ。ということは、柔道を教えてられる先生は何の先生なんですか。

青木教育対策監： 体育教師と思います。

大村委員： 柔道を教える時に、こういうことを自分は心配をしまして、これは鼻血で済んでるんですが、部活の柔道で亡くなる事故が一番多いんです。そういうところからも、柔道というのは殺人技なんです。それを教えていい子と、教える内容をよく考えてやらないといけないと思います。あと、学校訪問の時に、口を閉じれなくてよだれが出て、その子を遊びの中で仲間外れにするということがあって、校長先生の報告がありました。それについては、一応解決を見ていると校長先生のお話があったのですが、それがここに上がっていないんです。それが上がっていないと思うことと、さらに言うと、実はその保護者から相談を受けたんです。その後も微妙にそれは続いている。校長先生の話だと、一応解決を見たという話だったが、保護者の認識が少し違う。

微妙に続いていて、母親は、場合によっては転校も考えていると相談をいただいているので、そういう話があるので、まず、ここに載っていないといけないのではないかと思います。実情がそういうことであるということ委員会として、学校にも把握しといていただく必要があるのではないかと思います。

母親は、2学期から転校できないものかということも子供と相談したようです。子供は、大丈夫だと話しているけど、子どもが我慢をしている状態ではないかと、相談を受けています。

青木教育対策監： 何年生で、男子ですか、女子ですか。

大村委員： 男子です。2年生の男子です。学校訪問の時に校長もお話ししていたので、校長としてはすぐに当該生徒は特定できると思います。

青木教育対策監： 学校訪問の時に話を聞かれた後、保護者の方から大村委員が相談を受けて、転校を考えると相談されたということですか。

大村委員： そうです。この一月以内に相談を受けました。

青木教育対策監： 学校長は解決しているけれども、保護者の方は納得していないということですね。

教育長： 確認というところをお願いをしたいと思います。

大村委員： いじめ案件として載せるかどうかということで、グレーゾーンの事があると思うんです。グレーゾーンも結局、載せるか載せないかになると黒か白かになって、グレーゾーンの記載をしておくということは委員会がそういう事例があるということ把握しておくことが必要であるということと、それを記録として残して置くという事が必要だと思います。学校にも判断基準の場があって、委員会にも判断基準の場があるんですよ。学校ではねられたグレーの話というのは委員会には上がってこないという形になる。この案件を理由に何がしかの大きな事があった時に、その理由となった案件はどこで無いことになったのかという事になります。仕組み的に学校で、いじめ案件とはしない事にした事を委員会としては把握して置く必要があるのではないかと思います。

全国で、残念な事にいじめを苦に自殺するということがありますけど、その経緯を見ると、どこかで曖昧かつうやむやになっている。これを理由に自殺したと思われるのが、どこかの段階で、学校でいじめと認識してなかった。委員会はどうなんですかという一般世論の思いとしては、委員会はそれを把握していなかったのかと言われた時に、してませんでしたという報道を見たときに、えっということになります。そのような事が起こりうる状況が四万十町の教育委員会で、こういう案件の把握の仕方が、システムがそうなのではないかという検証は必要だと思います。委員会がどう把握して置くかというシステムは考えておく必要があるのではないかと思います。

青木教育対策監： ●●中は、去年いじめアンケートの申し上げを大事にされていて、数がどんどん増えていたのも●●中の事案がほとんどだったと思います。県のほうも細微なところから、いじめられたと本人が認識していたら、それはいじめと計上しないといけない。それに対応するという事を言われて、そういう事を意識して●●中の校長先生も対応して、それも数に入れてくれたというのが数字上、昨年度の調査では見て取れました。

大村委員： いじめ案件が増えたという時に、それは調査が行き届いてるから増えた。要するに、いじめ自体が、実態をきちんと把握した。頑張れば頑張るほど、いじめ案件って増えるんです。それは分かってるんです。そんなことを言ってるわけではなくて、委員会と学校との案件の共有の仕組みを、今言ったような形に考えていかなければいけないのではないですかという話をしてるんです。

宮崎委員： いじめ防止委員会は、各学校にあって、そこで、これはいじめ案件に、これは報告対象外というふうに判断をするだろうと、そこに各学校のメンバー、それから基準の違いが出てくるんじゃないかなと思います。だから、この学校ではこっちへ上げる事例になる、こっちではそうじゃない場合もある。学校も色々教育委員会からちょっと提案とか投げ掛けがあると抵抗を感じる部分もあるかもしれないが、そのときの話し合いに上がって、報告はしなくても、個人名を上げないとしてもこういうケースがあって、これはいじめとして上げなかったというのは、ちょっと載せるとか、幾つかの方法があってもいいと思います。学校によって違うと思いますし、どうしても基準が違ってくるので、そこをどこまで報告するというところもあるかも分かりませんが、そこも一つ大事なポイントではあると思います。

大村委員： ●●中が非常に熱心というか詳細に上げてきているということで、数がそのことによって増えたように見えるということですね。実際に●●中では多いとか、あるいは●●中の取組が非常に微に入り細に入り行われているから出てきているのか、そのところは調査をしてみないと分かりませんが、明らかに学校差があるという状態というのも、個人によってこれをどう判断するかという個人差にかかるところで、個人差があるように学校差が生じていることについても、実態としては我々は把握をしておかなければいけないと思います。

それが良いのか、良くないのか。良くないのならば、最低でもどういう手を打っていくのかを検討する必要があるのではないかと思います。グレーな話として委員会は把握しておかなければいけない。場合によっては、学校が、白と認定したけども、ちょっと待ったをかける可能性もあるという、その含みを持たすためにもグレーな案件について、把握しておかなければいけない。それが上がっていないと、それを調査するチャンスがないんです。だから、まず、そういうことも上げてもらう仕組みにしていくべきではないかと思います。

熊谷教育次長： まず、教育委員会の方では学校から上げていただかなければ把握できないという、

これは現状、間違いないわけなので、上げていただくときにどの程度のものを上げるのか、今の状態のものであるのか、さらにどういうふうに、グレーな部分、どれがグレーかどうかも判断によって違うわけなんです、その辺、どうやって出していただくかということ事務局で話し合ってみたいと思います今日おっしゃられた意見につきましては、もう一回持ち帰って話をさせてください。

教育長： 他にございませんか。

岡林委員： 南国市でいじめの事で自殺した男の子がいて、第三者委員会を開いたが、その結果に親が納得いかななくて文科省へ親が行って、文科省の方がまた県の方へ返して、細かいことを聞きなさいという流れになったというのを新聞で見たんです。私達は学校から上がってきた事しか把握できないし、私が南国市の事を振り返って思うのには、学校側がその子供の事についてきちんとした生活の把握、それができてなかったんじゃないかなと自分は思いました。校長先生の判断というのもグレーを黒と見るか、白と見るか、学校側の判断にかかってくると思うので、学校側がより細かく子どもの生活を見てということをもっとしないと、どの学校も駄目だと思います。

中屋委員： 特別支援学級に入っている子供がいますよね。その子が通常学級でお勉強する事がありますよね。支援学級へ入っている子供の保護者なりが、うちの娘は、うちの息子はこういう面で体育の時間にいじめられたり何とかということはないわけですよね。

支援学級に入っている子供が、例えばお前はのろいね、一緒に体育をしてもスツとボールを運ばない、走れないって事がある場合は、それはここへ出てこないわけですよ。出てくるのですか。

青木教育対策監： そういう事例があったら計上されると思います。ただ、子供がそれを訴える手段というか、表現法がない場合には、そういうことがあってもなかなか学校も把握しづらいと思います。

中屋委員： 逆もあるわけですよ。例えば、体育なんか一緒にしていて、きつくボールを放ったら、先生が、こういう病気持ちるから、きちっと受けれるように返さないと駄目だと言われたと、私達だけが、そうやって注意されると、そういうことで嫌になったというような子供も逆にいるわけです。そういう子も含んでこの中にあるんですね。

青木教育対策監： そう捉えていると私は認識しています。

中屋委員： いじめというのは、本人がいじめられていると思ったら、全部いじめですのですね。

宮崎委員： 例えば委員会で見て、グレーゾーンがちょっとあって、これはどうだろうと学校に聞き取りをして実態把握をしたほうがいいかなと思います。後も大事ですので、いじめ側に回った方の、後の指導というか、その関わりというのも大変大事と、言われています。もう一つ、私の経験では、支援学級の子も含めてます。

岡林委員： 行動発達障害っていうのがあって、その子供は運動面の発達障害があって、サッカーでボールをそこへ送られても上手に蹴れない、その子供が運動発達障害という障害があるので、それが蹴れない。そうしたら、蹴らなかったとって言う子供も、それは言われたっていうのもいじめになるかもしれないし、運動発達障害を持ってる子供もうまく蹴りたいけど蹴れない。だから、両方がそこでぎくしゃくしてくる。そして、いじめっていうふうにカウントされていく。子どもにはいろんな特性があるので、現場ではなかなか難しいことだなと思いました。

青木教育対策監： 診断があるとないとでは教師の対応もすごく変わってくると思います。診断を受けるには親の承諾が要るので、そこら辺が難しい場合もあります。本当に障害があるのか、個性なのか、それともそうじゃない面が入っているのかということところが、何十人

も見ている教師にとっては、診断が出ていればそれで対応できるし問題にも処置出来るところが、なかなか難しい面もあると思います。

中屋委員： あるでしょうね。●●中のこれは、行動が遅いということでしょ。

青木教育対策監： 調査をするにはマニュアルがあって、それを校長先生も読んでくださって、それを計上して、アンケートを年2回必ずしないといけない、その2回で把握したものをちゃんと対応して把握するということがあるので、把握していないとは私はあまり思っていないです。

宮崎委員： これは、きちっと調査して、その結果を出しているということで、起こる事はいいことではないけど、この対応はいいと思います。隠してるという感じは、私も受けていません。

青木教育対策監： 誰かが僕にぶつかって嫌だったとかいう事もいじめアンケートに、嫌だったことに書いているけど、それは誰か分からないのでカウントのしようがないし、解決のしようがないので、それはカウントしないようにしました。本人も今もずっと嫌な気持ちを引きずっているとかいうことはないんですよと言っていて、それは削除しました。ほぼ上げてはいると思いますが、上げ方は学校によってどうかは分かりません。

大村委員が言われたように、グレーゾーンのところは今後、気にしながら調査に協力していただくということでやりたいと思います。

大村委員： 私も把握していないというふうなこと、そういう意図は全くないので、それははっきり申し上げておきます。

青木教育対策監： 申し訳ございません。そういうことは分かっております。

大村委員： 仕組みの問題、仕組みを改善する、教育委員会としてですよ。それをグレーのところを学校の段階でこれを上げなくてもいいだろうという、グレーなものを上げてくるという事です。例えば、校長先生は解決したと、校長先生はその時点では、この件に関しては校長先生は学校訪問で報告をしたという時点で、校長先生はグレーではなくて黒と認識をしたんですよ。だから、解決に乗り出して、それで、学校訪問のところでも報告してくださったわけですよ。けれど、ここには載ってこなかったと。まず、それ自体も、本当言うと、載ってこないと、校長先生は黒と認定して解決に乗り出してるわけですから、ここに載ってこないといけない案件ではないかと。仮にそのときに、しかし、校長先生はグレーとそのときに認識をして対応して、自分は解決をして、ほぼ白になったから載せなくてもいいだろうということで載ってこなかったと。

ところが、後々、保護者が実は納得していなくて別ルートから、そのルートのいい悪いは別にして、さっき岡林委員も地元でそういう話をもらったという話があって、生活をしてる中で教育委員ということも町内の人は分かっているんで、まず、取りあえずとっかかりとして教育委員ルートみたいなことも、実際、岡林委員もそういう経験をされてますし、そういう状況があるわけですね。自分も●●小学校のケースだと保護者から直接お話を聞いて、ここでまだ解決をしていないらしいですよみたいな話をした段階で、校長先生が、これは良からうと思ったものが、実はグレーよりも少し、現状黒、要するに保護者が納得していないという意味で現状黒というのが浮上してくるわけですよ。1回消えたものが浮上してくるんですよ。そういうふうな事例もあるので、委員会としてはグレーなものもできるだけ拾っておくという仕組みを作ったほうがいいんじゃないですかという話をしてるんです。

教育長： このことについては、事務局で調整をしなければならぬことも、また、まとめなければいけないところもあるかと思いますが、また、今後の調査にも生かしていけ

たらと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

大村委員： 柔道技のことなんですけれども、武道必修化をどのように委員会として監督するかというところで、研究材料として何がしかの方法で考えて見て欲しいと思います。自分が子供達に柔道を教えてきた中で、柔道ってどういうものかという事を知っている者として言うと、武道必修化の中で、武道必修化という事自体の是非についても、僕は非常に懐疑的ではあります。非常に軽々しい取り入れ方、柔道を教えていて礼儀が身に付くという設定をしてこんな動きなんです。この場合、結果からして、●●中では礼儀が身に付いてないんです。

もし、柔道を教えるならば受け身だけをさせるというのが僕の持論なんです。人を攻撃するとかみたいな事ではなくて、自分の身を守る術だけをやるという教え方が本当はいいとは思っています。なぜならば、相手を攻撃する技を知った段階で人にかけてみたくなる。その一つの事例なんです。すごく大きな事だと思っています。武道を必修化するという事はどういう事が起こり得るのかという一つの事例として、研究して見ていただくように学校でもそういうふうな事を促して欲しいと思います。すごく大きな衝撃的な案件であったという事をお伝えしておきます。

教育長： それでは、報告事項 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果については、終わらせていただきます。小休とさせていただきます。

(小休止)

教育長： それでは、正常に復しまして、その他に入りたいと思います。

(事務局より、その他 ①運動会・体育祭の参加調整について、②臨時教育委員会の日程調整について、調整を行った。)

教育長： その他、事務局の方はございませんか。それでは、私のほうから2点。

(教育長より、③高知市内中学生の特別入試試験について、④区域の変更について、以下の報告を行った。)

教育長： 前回の会に出ていましたが、高知市内の中学校で発達障害の生徒が高校入試のことで中学校の判断で高校に特別措置の申請手続がされていなかった。また、手続きが出来ていないという事を保護者に伝えていなかったという事で、このケースでいくと、申請されて認められれば別室受験という事で、そういった事が叶わなかったということで話が出ていたと思います。

その中で、高知県内の公立高校入試では障害などで特別な配慮を必要とする場合、中学校の校長に申し出て特別措置願を受験校に提出をし、認められれば別室受験できるということになっているということで、この事について、四万十町中学校5校に聞いてみたところ、特別措置という制度については、理解をしているという事で、現状では高知市のような事案は発生していないということです。高校入試において障害などで特別な配慮を必要とする事案が生じた場合は、生徒、保護者とともそういう事案が出てきた場合は、話をしながら対応していくという事で、私の方からもお伝えしております。

なお、県教育委員会高等学校課に、昨日、電話でお話を聞いたところ、この事については、7月末の中学校・高校の校長会の中で議題として取り上げ説明をしているという事で、配慮を必要とする事案が出てきた場合には、受験高校や県教育委員会に相談して欲しいとお伝えをしているとの事です。

もう一つは、1月定例会の時に専決処分という事で、高校進学にあたって日高養護学校高知みかづき分校を受験したいという事ではあったけれども、入学区域が高岡郡という事になっていて、旧十和村、旧大正町の方は区域に入ってなかったということで、卒業が目の前ではありましたが、引っ越しをして、受験のほうに臨んだという方がおられたわけです。この事については、8月4日に県特別支援教育課の方から連絡がありまして、委員が心配されていた部分については、四万十町というくくりで、高知県立日高養護学校の中に高知みかづき分校がございますが、四万十町ということで旧大正町とか旧十和村というところは、見直したという連絡が入りましたのでご報告をさせていただきたいと思います。その他、事務局の方はございませんか。

(事務局より、その他 ⑤美術館運営委員について、⑥定例会の日程について、報告を行った。)

教育長 : これで、平成29年8月の定例会を閉じさせていただきたいと思います。

(閉会)

8月の臨時委員会予定	平成29年8月31日(木)
9月の定例委員会予定	平成29年9月5日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____